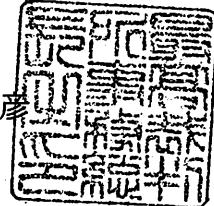


平成30年10月30日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

10月30日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、東京高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、「本件対象文書の存否を答えることが本当に法5条1号及び6号に定める不開示情報を開示することとなるかどうか不明である」と主張しているが、原判断庁による判断は、相當であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

東京高裁が、岡口基一裁判官が管理している「分限裁判の記録」と題するブログに関して作成し、又は取得した文書

(2) 原判断庁の判断内容

原判断庁は、(1)の開示の申出に対し、9月27日付けで不開示（申出に係る文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報及び公にすると人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号及び第6

号ニに相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。）の判断（以下「原判断」という。）を行った。

（3）最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件開示申出に係る文書は、特定の裁判官が管理するブログに関して作成し、又は取得した文書であるところ、当該文書の存否を明らかにすると、特定の裁判官がブログを管理しているという個人に関する情報が公になり、この情報は、法第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。

イ 当該文書は、裁判官の私的領域における言動についての文書であるところ、そのような文書を作成し、又は取得する目的及び方法等は様々あり得るものであって、必ずしも人事管理のためだけに保有するものとは言えないものの、私的領域における言動については、その内容次第では裁判所の信用失墜につながり得ることから、人事上の措置等に関する文書となり得る性質を有するものである。

当該文書の存否を明らかにすると、人事上の措置等の必要性から作成、取得、管理、保存される文書の存否や内容を推認ないし憶測させることになり、人事管理に係る事務に関与する判断権者等に対し、文書の作成、取得、管理、保存について好ましくない影響を生ずる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある（法第5条第6号ニ）。

ウ よって、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第5に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。